

令和 8 年度岸和田市地球温暖化対策設備導入補助事業募集要領

1. 補助対象設備

この補助金の交付の対象となる設備は、別表に掲げるものです。

※ 太陽光発電機器単体、蓄電池単体、HEMS 単体で設置した場合は、補助金の交付対象にはなりません。

2. 補助対象者

この補助金の交付の対象となる者は、次の（１）又は（２）のいずれかに該当する者です。

（１）住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条の規定により本市の住民基本台帳に記録されており、かつ、当該記録されている住所に現に居住する者であって、次のアからオまでのいずれにも該当するもの

ア 市税を滞納していない者

イ 生活保護受給世帯に属していない者

ウ 岸和田市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 35 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でない者

エ 自ら居住する住宅（店舗等と併用している住宅及び倉庫等居住者が自ら居住する住宅と同一の敷地内において一体的に使用する建物を含む。以下「住宅等」という。）に市長が別に定める期間内に補助対象設備のいずれか一の設置を完了している者（住宅等を自ら所有していない、又は自らと他者とで共同して所有している場合にあつては、補助対象設備の設置が完了するまでに、承諾書（様式第 1 号）により当該住宅等の所有者又は自らと共同して所有している者の全員から補助対象設備の設置に係る承諾を得ていること。）

オ 次のいずれかに該当する者

a) 補助金（廃止前の岸和田市太陽光発電システム導入補助金交付要綱又は廃止前の岸和田市再生可能エネルギー等導入補助金交付要綱による補助金を含む。）の交付を受けたことがない者

b) 補助金の交付を受けてから当該補助金に係る補助対象設備（廃止前の岸和田市太陽光発電システム導入補助金交付要綱第 3 条に規定する太陽光発電システム（以下この項において「太陽光発電システム」という。）及び廃止前の岸和田市再生可能エネルギー等導入補助金交付要綱第 3 条に規定する太陽光発電設備（以下この項において「太陽光発電設備」という。）を含む。）の設置の期間が、別表に定める設置期間（太陽光発電システム及び太陽光発電設備にあつては 17 年）を満了した者

c) 要綱第 11 条第 4 項の規定により市長から承認を受けた者

（２）地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体又はこれに準ずるもので、市内に所在するもの（以下「町会等」という。）であつて、次のア及びイのいずれにも該当するもの

ア 町会等の集会施設に市長が別に定める期間内に補助対象設備のいずれか一の設置を完了しているもの（集会施設を当該町会等が所有していない、又は当該町会等と他者とで共同して所有している場合にあつては、補助対象設備の設置が完了するまでに、前号エに規定する承諾書により当該集会施設の所有者又は当該町会等と共同して

所有している者の全員から補助対象設備の設置に係る承諾を得ていること。)

イ 次のいずれかに該当するもの

- a) 補助金（廃止前の岸和田市太陽光発電システム導入補助金交付要綱又は廃止前の岸和田市再生可能エネルギー等導入補助金交付要綱による補助金を含む。）の交付を受けたことがないもの
- b) 補助金の交付を受けてから当該補助金に係る補助対象設備（廃止前の岸和田市太陽光発電システム導入補助金交付要綱第3条に規定する太陽光発電システム（以下この項において「太陽光発電システム」という。）及び廃止前の岸和田市再生可能エネルギー等導入補助金交付要綱第3条に規定する太陽光発電設備（以下この項において「太陽光発電設備」という。）を含む。）の設置の期間が、別表に定める設置期間（太陽光発電システム及び太陽光発電設備にあつては17年）を満了したもの
- c) 要綱第11条第4項の規定により市長から承認を受けたもの

3. 補助金の額等

補助金の交付額は、50,000円です。

例えば、別表の第1項「太陽光発電機器及び定置用リチウムイオン蓄電池が一体となって設置されたもの」と別表の第3項「燃料電池コージェネレーション機器」の補助対象設備を同時に設置しても、補助金の交付の対象となるのはどちらか一方のみです。

また、以前に補助金を受けて補助対象設備（廃止前の岸和田市太陽光発電システム導入補助金交付要綱及び廃止前の岸和田市再生可能エネルギー等設備導入補助金交付要綱による補助金を受けている場合も含む。）を設置している場合は、原則的に、別表の設置期間を超えなければ再交付の対象にはなりません。

4. 補助対象設備の設置について

令和8年3月1日（日曜日）から令和9年2月28日（日曜日）の間に設置が完了している必要があります。

また、設置が完了していても、その住宅等に居住していない（住所を移していない）状態では、補助金の交付の対象にはなりません。

なお、「設置が完了している」とは、次のことを指します。

【補助対象設備に太陽光発電機器が含まれる場合】

上記期間内に、補助対象設備の設置工事が完了し、かつ、再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約が完了していること（電力会社が発行する再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約を証する書類における受給契約日が上記期間内であること。）。

【燃料電池コージェネレーション機器の場合】

上記期間内に補助対象設備の設置工事が完了している（引き渡されている）こと。

5. 申請方法（提出方法）

岸和田市地球温暖化対策設備導入補助金交付申請書（様式第2号。以下「交付申請書」という。）に必要書類を添えて、次の提出先に、書留、簡易書留その他郵便物の引受から配達に至るまでの記録が確認できる方法（郵送に限る。）で提出してください。

【交付の申請に必要な書類】

- ・ 補助対象設備の設置状況（住宅等又は集会施設全体、各機器の銘板及びモニターを含む。）を示すカラー写真（※住宅等の全体写真、機器の銘板等の写真の添付漏れにご注意ください。）
- ・ 補助対象設備の配置図
- ・ 工事請負契約書又は売買契約書（新築住宅又は補助対象設備付き住宅の場合）の写し
- ・ 補助対象設備の設置費に係る領収書の写し
- ・ 承諾書（様式第1号。該当者のみ。申請者以外の所有者全員分）
- ・ 岸和田市地球温暖化対策設備損傷等承認通知書の写し（該当者のみ）
- ・ 電力会社が発行した再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約を証する書類の写し（補助対象設備に太陽光発電機器が含まれる場合）
- ・ 補助対象設備の出荷証明書又は保証書の写し若しくはこれに代わるもの

【交付申請書の提出先】

〒596-0825 岸和田市土生町二丁目4番30号
岸和田市環境事務所内
岸和田市環境農林水産部環境保全課環境政策担当 宛て

6. 申請期間（提出期限）

令和8年7月6日（月曜日）から令和9年3月5日（金曜日）まで（消印有効）

※ 先着順（簡易書留等の受付時間順）に受け付けます。簡易書留等の受付時間が上記期間外のものを受付対象外となります。

※ 申請期間内であっても、予算額に達し次第、受付を終了します。

7. 請求書の提出

補助金の交付の申請を受け付けた後、内容を審査し、申請者宛てに岸和田市地球温暖化対策設備導入補助金交付決定及び交付額決定通知書（以下「交付決定及び交付額確定通知書」という。）又は岸和田市地球温暖化対策設備導入補助金不交付決定通知書を送付します。

交付決定及び交付額確定通知書を受け取った後に、岸和田市地球温暖化対策設備導入補助金交付請求書（様式第5号）を提出してください。

8. 申請書類の入手方法

岸和田市（環境保全課）のホームページからダウンロードが可能です（Word、PDF）。また、環境保全課（岸和田市環境事務所）においても配布します。

ホームページ URL

<https://www.city.kishiwada.lg.jp/site/zeroco2/ontai-hojyo2026-2.html>



9. その他

- （1）設置した補助対象設備について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（以下「耐用期間」という。）を過ぎるま

では、原則的に、売却や廃棄などの処分はできません。耐用期間が過ぎるまでの間に、何らかの理由で損傷・滅失したときや、処分する場合は申請が必要です（処分の場合は事前に申請しなければなりません）。※要綱第 11 条に規定する確認申請が必要です。

設備	耐用期間
太陽光発電機器	17 年
定置用リチウムイオン蓄電池	6 年
HEMS	5 年
燃料電池コージェネレーション機器	6 年

- (2) 以前に補助金を受けて補助対象設備（廃止前の岸和田市太陽光発電システム導入補助金交付要綱及び廃止前の岸和田市再生可能エネルギー等設備導入補助金交付要綱による補助金を受けている場合も含む。）を設置し、やむを得ない事由で当該設備が損傷等した場合は、別表の設置期間を超えていなくても再交付の対象となり得る場合があります。※要綱第 11 条に規定する確認申請が必要です。
- (3) 販売会社などの指定、あっ旋及び紹介は、一切行っておりません。悪質な事業者にご注意ください。
- (4) 補助金の支給を受けた際に確定申告が必要となる場合があります。詳しくは、管轄の税務署にお問い合わせください。

10. 問合せ先

岸和田市環境農林水産部環境保全課 環境政策担当

所在地 〒596-0825 岸和田市土生町二丁目 4 番 30 号 岸和田市環境事務所内

電話番号 072-423-9463

FAX 番号 072-436-0418

メールアドレス kankyo@city.kishiwada.lg.jp

要綱別表

項	補助対象設備	要件	設置期間
1	太陽光発電機器及び定置用リチウムイオン蓄電池が一体となって設置されたもの	<p>太陽光発電機器（太陽電池モジュール、パワーコンディショナ等を含む。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 屋根、外壁等への設置に適したものであって、低圧配電線と逆潮流有りて連系すること。 2 未使用品であること。 3 電力会社と電気契約を締結していること。 4 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値とパワーコンディショナの定格出力のいずれかが10キロワット未満（増設時は既設分を含む。）であること。ただし、集会施設に設置する場合は、この限りではない。 <p>定置用リチウムイオン蓄電池</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 日本産業規格(JIS)に準拠しているもの 2 システムを構成する蓄電池の蓄電容量の合計値が1キロワットアワー以上のものであること。 3 未使用品であること。 	17年
2	太陽光発電機器及びエネルギー管理システム(HEMS)が一体となって設置されたもの	<p>太陽光発電機器（太陽電池モジュール、パワーコンディショナ等を含む。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 屋根、外壁等への設置に適したものであって、低圧配電線と逆潮流有りて連系すること。 2 未使用品であること。 3 電力会社と電気契約を締結していること。 4 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値とパワーコンディショナの定格出力のいずれかが10キロワット未満（増設時は既設分を含む。）であること。ただし、集会施設に設置する場合は、この限りではない。 <p>HEMS（Home Energy Management System）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 電力使用量を計測・蓄積し、電力使用量の「見える化」が実現できること。 2 未使用品であること。 3 ECHONET Lite 規格に対応していること。 4 空調、照明等の電力使用量を調整するための制御機能を有していること。 	17年
3	燃料電池コージェネレーション機器	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）に登録されたものであること。 2 自立運転機能付きであること。 3 未使用品であること。 	6年